

検事長定年延長法解釈変更を厳しく追及

藤野議員

安倍晋三首相が刑事告発され、秋元司衆院議員の逮捕・起訴、河井克行前法相への家宅捜索などが相次ぎ中、政府は1月31日に安倍政権に近いとされる黒川弘務東京高検検事長の定年延長を閣議決定しました。黒川氏が次期検事総長に就任する余地を残した人事ではとの疑惑があります。さらに検察官の定年延長ができるように法の解釈変更まで行いました。日本共産党的藤野保史議員は20日の衆院予算委員会で、「こうした許されない解釈変更について「まさに三権分立の根幹にかかわる問題で、国会の存在意義も問われる」と追及しました。

藤野氏 検察官には公益の代表者として特殊性がある

森法相 委員のおつしやる通り

藤野氏は、「なぜ検察官に特別な制度があるのか」として、検察官法の立法趣旨を過去の国会答弁から明

らかにしました。(表)

藤野氏は、戦前、治安維持法による弾圧や特高警察などによる人権侵害が相次

いだ痛苦の歴史経験を踏まえて現行憲法に世界に類を見ない多くの人権保障規定

がおかれたことを指摘し、「まさに憲法の理念に基づいて検察官法がつくられた由来をしっかりと踏まえる必要がある」と強調しまし

検察官は刑事訴訟法により、「唯一の公訴提起機関」と規定されています。藤野

氏は、「検察官の職務執行は直接、刑罰裁判の結果に重大な影響を及ぼす。だから検察官は公訴権を独占する公益の代表者ともいわれ

論戦
ハライト



衆院予算委で質問する
藤野保史議員(20日)

“三権分立の根幹壊す”

■検察官に国公法の定年制は適用されない

藤野議員が示した過去の政府答弁など

検察官法の立法趣旨	「新憲法が、司法権の独立につき深甚の考慮をいたしておりますことに鑑みますれば、狹義の意味の司法機関、すなわち裁判機関にあらざる検察機関は、これを裁判所と別個独立のものとすることを相当と思料いたしました(略)これが検察官法案提案の理由であります」(木村篤太郎司法大臣の衆院本会議での答弁、1947年3月18日)
一般公務員と検察官の職責の違い(検察官法32条の2の提案理由)	「国家公務員法施行後といえども、この検察官の特殊性は如何變わることなく、したがつてその任免については、なお一般的公務員とはおのずからその取扱いを別にすべきものであります」(高橋一郎法務省事務官、1949年5月11日の参院法務委員会の答弁)
定年制度についての見解	2 定年制度の内容等 (1) 適用範囲 (略)「ただし、検察官及び大学の教員については、既に検察官法及び教育公務員特例法により、定年制度に関する規定が設けられているので、それらの規定するとところによるものとする」(総理府総務長官に宛てた人事院總裁の吉簡、1979年8月9日)

検察官の「定年延長」にかかる政府解釈の変更	「一般職の国家公務員である検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈することとし、このような解釈を政府として是としたもの」(政府が13日の衆院予算委員会に提出)
-----------------------	---

政府解釈の変更にかかる安倍晋三首相の答弁	「検察官も一般職の国家公務員であるため、今般、検察官法に定められている特例以外については、一般法たる国家公務員法が適用されるという関係にあり、検察官の勤務延長については、国家公務員法の規定が適用されると解釈することとした」(13日の衆院本会議での安倍晋三首相の答弁)
----------------------	---

法解釈に対する見解	「法律の解釈は、客観的に正しく確定せらるべきものでありまして、行政がこれをみだりに変更することなどはありえない」(占國一郎内閣法制局長官、1975年2月7日の衆院予算委員会での答弁)
-----------	---

近藤内閣法制局長官 法律の解釈は行政がみだりに変更することなどはありえない

藤野氏は、公訴権を独占する検察には、全国的にねに一體的な検察事務を行う「検察官の原則」があると指摘。「巨大な権限を持つている検察が政府の不当な干渉によって左右されれば、司法の独立が有名無実になる」と強調。「業務の性質上」は「検察官の原則」と矛盾する。黒川氏へのあてはめは制度を乱用するものだ」と批判。「検察人事まで手をつけることは絶対に許されない」と指摘しました。

藤野氏 1975年の内閣法制局長官答弁は

藤野氏は、政治の介入による解釈変更の異常さを浮き彫りにしました。

藤野氏は、政治の介入による解釈変更の異常さを浮き彫りにしました。

藤野氏は、「天臣が答弁している」と述べ、検察官の「職責の特殊性」を強調しました。

藤野氏は、「天臣が答弁している」と述べ、検察官の「職責の特殊性」を強調しました。

藤野氏は、「天臣が答弁している」と述べ、検察官の「職責の特殊性」を強調しました。

藤野氏は、「天臣が答弁している」と述べ、検察官の「職責の特殊性」を強調しました。

公務員法の定年制度は適用されない。これが確固とした解釈だと強調しました。

藤野氏は、「天臣が答弁している」と述べ、検察官の「職責の特殊性」を強調しました。

藤野氏は、「天臣が答弁している」と述べ、検察官の「職責の特殊性」を強調しました。

藤野氏は、「天臣が答弁している」と述べ、検察官の「職責の特殊性」を強調しました。